●通知書の見方●

2面

前年中の収入金額
↓
必要経費
↓
1 所得金額
↓
2 所得控除額
↓
課税総所得金額（課税標準額）
× ×
3 税率（市民税） 税率（県民税）
↓ ↓
市民税所得割額 県民税所得割額
↓ ↓
4 税額控除
↓
5 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除
＋
6 市民税均等割額 県民税均等割額 森林環境税
↓
年税額

1 公的年金等所得の計算方法

	収入金額	所得金額
65歳以上	3,300,000円未満	収入金額－1,100,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	（収入金額×75%）－275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	（収入金額×85%）－685,000円
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	（収入金額×95%）－1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円
65歳未満	1,300,000円未満	収入金額－600,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	（収入金額×75%）－275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	（収入金額×85%）－685,000円
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	（収入金額×95%）－1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円超の場合、計算方法が異なります。

給与所得の計算方法

収入金額		所得金額	
651,000円未満		0円	
651,000円以上	1,900,000円以下	収入金額－650,000円	
1,900,000円超	3,600,000円以下	収入金額÷4＝A（千円未満端数切捨て）	（A×4×70%）－80,000円
3,600,000円超	6,600,000円以下		（A×4×80%）－440,000円
6,600,000円超	8,500,000円以下	収入金額×90%－1,100,000円	
※8,500,000円超		収入金額－1,950,000円	

■所得金額調整控除
次の条件に当てはまる時、所得金額調整控除が給与所得から差し引かれます。
○給与所得と年金所得がある場合
○給与収入額が850万円超で次のいずれかに該当する場合
・本人、同一生計配偶者及び扶養親族のいずれかが特別障害者に該当
・23歳未満の扶養親族がいる

2 所得控除額の算出方法

雑損控除	次の①又は②のうちいずれか高い方の金額 ①（損害金額 － 保険金等で補てんされる金額）－総所得金額等の合計額×10% ② 実質損失額のうち災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	次の①又は②のうちいずれかの金額 ①（支払った医療費の金額－保険金等で補てんされる金額）－｛10万円 又は「総所得金額等の合計額×5%」のうちいずれか低い方の金額｝（最高限度額200万円） ②（支払ったスイッチOTC医薬品の購入金額－保険金等で補てんされる金額）－1万2千円（最高限度額8万8千円） ※②の控除の適用は、健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っていることが要件
社会保険料控除	支払った社会保険料（健康保険や年金等に係る保険料、国民健康保険税、介護保険料等）の合計額

小規模企業共済等掛金控除	支払った共済掛金の額		
寡婦控除	26万円	扶養控除	一般扶養（16歳以上19歳未満） 33万円
ひとり親控除	30万円		特定扶養（19歳以上23歳未満） 45万円
勤労学生控除	26万円		一般扶養（23歳以上70歳未満） 33万円
基礎控除 合計所得金額	控除額		老人扶養（70歳以上） 38万円
2,400万円以下	43万円		同居老親等扶養 45万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円	障害者控除	普通障害者 26万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円		特別障害者 30万円
2,500万円超	0円		同居特別障害者 53万円

配偶者控除・配偶者特別控除

納税義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額					
配偶者控除 58万円以下	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	※
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除 58万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	適用なし
100万円超 105万円以下		31万円	21万円		
105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	
133万円超		適用なし			

※同一生計配偶者として、障害者控除の適用は可能

特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円
123万円超	適用なし

■整理番号
電話でお問い合わせの際には、この番号を職員へお伝えください。

■普通徴収
各納期限までに納めていただく税額です。
・口座振替以外の方
納期の分だけ納付書を同封しています。
・口座振替の方
納期限の期日に登録のある口座から振替をいたします。

■公的年金特別徴収（仮特別徴収）
昨年の税額を基に前年中に徴収額を決定しています。
なお、令和7年10月・12月及び令和8年2月に年金から特別徴収されていない方については、仮特別徴収は発生せず、仮特別徴収相当分は普通徴収として第1期及び第2期で納めていただく形になります。

■公的年金特別徴収（本徴収）
年間の公的年金特別徴収税額から、仮特別徴収を引いた残りの額を本徴収として年金から徴収します。

3面

【市民税・県民税・森林環境税 納税通知書】

整理番号	
通知書番号	

2 徴収方法ごとの税額等

（1）普通徴収（円）
・納付書又は口座振替により納めていただきます。
（充当・委託納付額がある方は、裏面の《充当・委託納付額のある方へ》をご覧ください。）

期別	納期限	税額	充当・委託納付額	差引納付額

（2）給与特別徴収
・給与特別徴収がある方は、給与支払者が給与[illegible]
（内容は給与支払者に通知していますので、給与支払[illegible]）

（3）公的年金特別徴収（円）

徴収月	税額
仮特別徴収	
特別徴収	

■徴収方法ごとの内訳
合計年税額を、徴収方法ごとに按分したものになります。
普通徴収及び公的年金特別徴収については、通知書の左側に記載があります。
給与特別徴収については、お勤め先に、別途通知書を送付していますので、詳細につきましては、そちらでご確認ください。

■合計年税額
今年度納付していただく市民税・県民税・森林環境税の合計額です。

■来年度の仮特別徴収税額
今年度の税額をもとに来年度の公的年金からの仮特別徴収税額をお知らせしています。

■口座振替
普通徴収の税額について、記載のある口座から振替をいたします。

■公的年金からの特別徴収情報
公的年金特別徴収税額について、記載のある年金から徴収します。

1 市民税・県民税・森林環境税の合計年税額（円）

合計年税額	

◎徴収方法ごとの内訳（円）

普通徴収	
給与特別徴収	
公的年金特別徴収	

◎口座振替の方

金融機関名	
店舗名	
口座番号	
口座名義	
振替（払込）方法	扱い

※口座番号の一部を＊で表示しています。
※口座振替（口座払込）の方は、上記の「差引納付額」を[illegible]
納期[illegible]（払込）いたします。
（注）[illegible]ませんので、振替（払込）日の前日までに[illegible]
預（貯）金[illegible]
期別納付[illegible]
差引[illegible]
期限[illegible]
「差引納付額」を最初の納期限日に振替（払込）いたします。
期別[illegible]

◎来年度の仮特別徴収（円）

徴収月	税額

◎公的年金からの特別徴収情報

特別徴収義務者（年金支払者）	
年金支払者の法人番号	
特別徴収対象年金	

3 市民税・県民税・森林環境税決定内訳書

（1）所得等の内訳（円）

収入 給与収入	①
公的年金等収入	
総合課税所得	
総所得金額	
分離所得	
合計所得金額	
繰越損失	
総所得金額等	

（2）所得控除の内訳（円）

所得控除	②
所得控除合計	

（3）課税標準額（円）

課税標準額	③

（4）税額の内訳（円）

	市民税	県民税
税額	④⑤	
所得割額		
均等割額		
計		
森林環境税		
年税額		
配当譲渡割控除不足額		

◎扶養・本人区分等

扶養区分											特定親族	本人区分							均等割軽減	家屋敷
						障害						未成年者	障害		寡婦	ひとり親	勤労学生			
配偶者一般	配偶者老人	特定扶養	同居老親	老人	16歳未満	その他	同居特別	特別	その他				特別	その他						

3 各所得の税率

区分				市民税	県民税
課税総所得金額（総合課税分）				6 %	4 %
分離課税	山林所得			6 %	4 %
	退職所得			6 %	4 %
	短期譲渡所得	一般（軽減以外の課税）		5.4%	3.6%
		軽減（国又は地方公共団体等に対する土地等の課税）		3 %	2 %
	長期譲渡所得	一般（特定、軽課以外の課税）	一律	3 %	2 %
		特定（優良住宅地等に係る課税）※収用交換等の特別控除などを適用した場合は、軽減税率の特例は適用しない	2千万円以下の部分	2.4%	1.6%
			2千万円超の部分	3 %	2 %
		軽課（一定の居住用財産に係る課税）	6千万円以下の部分	2.4%	1.6%
			6千万円超の部分	3 %	2 %
	利子所得（申告分離課税を選択した場合）			3 %	2 %
	株式に係る課税譲渡所得等		一般分	3 %	2 %
			上場分	3 %	2 %
	上場株式等の課税配当所得等			3 %	2 %
	先物取引に係る課税雑所得等			3 %	2 %

4 税額控除（1）調整控除

合計課税所得金額（※）200万円以下	次の①または②のうちいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額 ① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ② 合計課税所得金額
合計課税所得金額（※）200万円超	①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額 ① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		納税義務者の合計所得金額	金額
ひとり親控除	父	1万円	配偶者控除		900万円以下	5万円
	母	5万円			900万円超950万円以下	4万円
寡婦控除		1万円			950万円超1,000万円以下	2万円
勤労学生控除		1万円	老人配偶者控除		900万円以下	10万円
障害者控除	普通	1万円			900万円超950万円以下	6万円
	特別	10万円			950万円超1,000万円以下	3万円
	同居特別	22万円	扶養控除	一般	—	5万円
基礎控除		5万円		特定	—	18万円
				老人	—	10万円
				同居老親等	—	13万円

（※）合計課税所得金額＝課税総所得金額＋課税退職所得金額＋課税山林所得金額
（※）合計所得金額2,500万円超の場合、調整控除の適用はありません。

（2）住宅借入金等特別税額控除

市民税・県民税（所得割）の納税義務者が、次の①及び②の要件を満たす場合、下記の計算による額が控除されます。
① 前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合において、所得税額（注1）から控除しきれない住宅借入金等特別控除額があること
② 控除を受けようとする年度分の市民税・県民税の申告書又は前年分の所得税の確定申告書に住宅借入金等特別控除額の控除に関する事項の記載があること（前年分の所得税の年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合を含む）
【控除額の計算方法】
次の(1)・(2)のいずれか少ない額×｛3／5（市民税）2／5（県民税）｝
(1) 所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額
(2) 前年分の所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(A)＋（所得税の基礎控除額－48万円（注2））×5%（97,500円を限度）
※ 居住開始が平成26年4月から令和3年12月までの間で、住宅取得の費用等にかかる消費税率が8%又は10%の場合、居住開始が令和4年中で、住宅取得の費用等にかかる消費税率が10%かつ一定の期間内（注3）に契約を行った場合は(A)×7%（136,500円を限度）

（注1）住宅借入金等特別控除額、政党等寄附金特別控除額、認定NPO法人等寄附金特別控除額、公益社団法人等寄附金特別控除額、住宅耐震改修特別控除額、住宅特定改修特別控除額、認定住宅新築等特別控除額、災害減免額、外国税額控除額がないものとして計算した所得税額
（注2）0円未満の場合は0円とする
（注3）新築の場合は令和2年10月から令和3年9月末、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月末

（3）寄附金税額控除

（課税総所得金額は通知書に記載された（3）課税標準額（円）に印字される総所得金額を、人的控除差調整額は④税額控除の（1）調整控除の表をご確認ください。）

前年中に次の①～③に掲げる寄附金を支出した場合、下記の計算による額が控除されます。（寄附金の合計額が2,000円超の場合に限ります）
① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
② 鹿児島県共同募金会又は日本赤十字社鹿児島県支部に対する寄附金（日本赤十字社鹿児島県支部分については一部対象外あり）
③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として鹿児島県又は鹿児島市の条例で定めるもの
【控除額の計算方法】
次の(1)・(2)のいずれか少ない額×｛6%（市民税）4%（県民税）｝
(1) 寄附金の合計額－2,000円
(2) 総所得金額等×30%－2,000円
※ ふるさと納税
寄附金に、①の寄附金が含まれる場合は、左記の控除額に加えて、次の計算による特例控除額を加算します。（調整控除後の所得割額の20%が上限）
特例控除額＝（都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金－2,000円）×下表の割合
※ 総務大臣の指定を受けた地方団体が対象

課税総所得金額－人的控除差調整額－（所得税の基礎控除額－48万円※1）		割合
0円以上	195万円以下	84.895%
195万円超	330万円以下	79.79%
330万円超	695万円以下	69.58%
695万円超	900万円以下	66.517%
900万円超	1,800万円以下	56.307%

課税総所得金額－人的控除差調整額－（所得税の基礎控除額－48万円※1）		割合
1,800万円超	4,000万円以下	49.16%
4,000万円超		44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）		90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）		地方税法に定める割合

申告特例控除

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、所得税における控除額に代えて以下の申告特例控除額が加算されます。
【申告特例控除額の計算方法】
寄附金税額控除の特例控除額 × 下表の割合 ×｛3／5（市民税）2／5（県民税）｝

※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象者は、確定申告や市民税・県民税の申告が不要な給与所得者等が、ふるさと納税先の自治体に「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」を提出し、下記の要件を満たした方です。
① 確定申告書、市民税・県民税申告書の提出を行っていないこと
② 特例申請をした自治体が5カ所以内であること
③ 特例申請時に記載した市区町村と1月1日お住まいの市区町村が同じであること

課税総所得金額－人的控除差調整額－（所得税の基礎控除額－48万円※1）		割合
0円以上	195万円以下	84.895分の5.105
195万円超	330万円以下	79.79分の10.21
330万円超	695万円以下	69.58分の20.42

課税総所得金額－人的控除差調整額－（所得税の基礎控除額－48万円※1）		割合
695万円超	900万円以下	66.517分の23.483
900万円超		56.307分の33.693

（※1）0円未満の場合は0円とする

5 配当割額控除・株式等譲渡割額控除

市民税
配当割額または株式等譲渡所得割額の3/5
県民税
配当割額または株式等譲渡所得割額の2/5

（4）配当控除

種類 ＼ 課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

質問コーナー

Q 鹿児島市に住んでいないのに通知書が届いたけど、間違いじゃないの？

A 個人市民税・県民税は、1月1日に住んでいた市町村で課税されます。年の途中で鹿児島市外へ引っ越しても、今年度分は鹿児島市へ納めていただく必要があります。

Q 納付書が入っていないけど大丈夫？

A 納付書は、必要な人に必要な枚数だけ入っています。普通徴収に税額がある人で、口座振替の登録がない方に納付書を入れています。

Q 扶養に入っているけど、払わないといけないの？

A 合計所得金額が415,001円～580,000円の人は扶養に入っていても、個人市民税・県民税・森林環境税は納める必要があります。

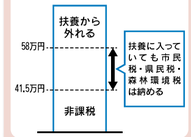

6 「非課税」又は「均等割のみ課税」となる方

均等割額	市民税	3,000円
	県民税	1,500円
森林環境税（国税）		1,000円
非課税	生活保護法の規定による生活扶助を受けている人	
	障害者・未成年者・ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人	
	前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人 ・315,000円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋本人）＋100,000円＋189,000円 ※189,000円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	
均等割のみ課税	上記非課税者に該当せず、前年の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人 ・350,000円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋本人）＋100,000円＋320,000円 ※320,000円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	
所得割の調整措置	350,000円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋本人）＋100,000円＋320,000円－（総所得金額等－算出税額） ※320,000円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	

※未成年者とは、令和8年1月1日時点で18歳未満の者
※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち前年の合計所得金額が58万円以下の者
※合計所得金額とは、総所得金額等の繰り越し控除前の金額

生命保険料控除・地震保険料控除

生命保険料控除		支払額	控除額
新契約	①一般生命保険料控除	12,000円以下	支払額の全額
	②個人年金保険料控除	12,001円～32,000円	支払額×1/2＋6,000円
	③介護医療保険料控除	32,001円～56,000円	支払額×1/4＋14,000円
		56,001円以上	28,000円
平成24年1月1日以降に契約			
旧契約	④一般生命保険料控除	15,000円以下	支払額の全額
	⑤個人年金保険料控除	15,001円～40,000円	支払額×1/2＋7,500円
		40,001円～70,000円	支払額×1/4＋17,500円
		70,001円以上	35,000円
平成23年12月31日以前に契約			
⑥長期損害保険料控除		5,000円以下	支払額の全額
平成18年12月31日以前に締結した長期損害契約		5,001円～15,000円	支払額×1/2＋2,500円
		15,001円以上	10,000円
⑦地震保険料控除		支払額の1/2（最高25,000円）	

左記で算出した控除額から次の計算を行います

生命保険料控除
①＋④＝Ⅰ（最高28,000円）
⇒ Ⅰ又は④のうちいずれか高い金額
…一般生命保険料控除（A）
③で計算した金額…介護医療保険料控除（B）
②＋⑤＝Ⅱ（最高28,000円）
⇒ Ⅱ又は⑤のうちいずれか高い金額
…個人年金保険料控除（C）
（A）＋（B）＋（C）
＝生命保険料控除額（最高70,000円）

地震保険料控除
⑥と⑦の両方がある場合はそれぞれ計算した金額の合計（最高25,000円）

■その他
※損失の繰越控除を受けた方、譲渡所得の特別控除を受けた方については、課税総所得金額等がない場合でも均等割が課税されることがあります。
※再就職をし、毎月の給与から差し引きを希望される場合は、勤務先の給与担当者にご相談ください。
※過年度の税率・所得控除等については、ここに記載されているものと異なるものもあります。
※税務署への確定申告書の提出方法等によっては、申告内容が未反映の場合があります。今後、申告内容やその他の理由により税額に変更が生じた場合は、確定次第、税額変更通知書でお知らせします。